

空き家に関する支援制度

空き家は所有者や管理者が適切に管理しなければなりません。万が一、空き家の欠陥から損害や事故が発生した場合は、所有者などが損害賠償責任を負う恐れがあります。市では、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、空き家の取り壊しや利活用などの支援を行っています。

空き家などの取り壊しに関する支援

●空き家等及び特定空き家等除却費補助金

除却後の跡地をポケットパークなど、地域活性化に利用する、または倒壊などの恐れがある空き家などの除却費用の一部を助成します。

費補助額＝空き家などの除却費用（解体・運搬・処分）の2分の1（上限50万円）

空き家などの管理を行う支援

空き家を適切に管理するため、市では次の3団体と協定を締結しています。自分で管理することが難しい人は各団体にご相談ください。

●（公社）上越市シルバー人材センター（☎025-522-2812）

●（一財）上越市環境衛生公社（☎025-543-4121）

●NPO法人新潟ホーム管理サービス（☎025-543-7227）

空き家の利活用に関する支援

●空き家情報バンク制度

市ホームページなどに、空き家の売買・賃貸情報を掲載し、「買いたい・借りたい」人に紹介しています。掲載を希望する人は、毎月第2・第4火曜日の午後に行う無料相談会（要予約）にご参加ください。



●空き家定住促進利活用補助金

市外からの移住に伴い購入した空き家のリフォーム費用の一部を助成します。

費補助額＝空き家のリフォーム費用（20万円以上）の3分の1（上限50万円）

※県外からの移住者、子育て世帯の移住者、誘導重点区域（高田・直江津地区の一部）への移住者の場合は、各10万円を加算

※誘導重点区域で下水道への接続工事を行う場合は、接続費用の3分の1（上限30万円）を加算

●定住促進生家等利活用補助金

自分や親の生家に市外から移住または市内転居する際に行うリフォーム費用の一部を助成します。補助額は、「空き家定住促進利活用補助金」と同じです。

●空き家活用のための家財道具等処分費補助金

空き家情報バンクに登録された空き家について、家財道具などの処分費用の一部を助成します。

費補助額＝家財道具などを業者に委託し搬出・処分した費用（5万円以上）の2分の1（上限10万円）



▶ 申し込み・問合せ…建築住宅課（☎025-520-5786）

上越市住宅リフォーム促進事業

居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。

必ず契約前に申請してください。ただし、早期に契約し工事に着手する必要がある人は、申請書に事前着手届を添付してください。また、過去に本事業の補助金の交付を受けた人も申請ができます。※審査や抽選の結果、補助金が交付されない場合があります。

●受付期間

前期＝4月13日☎～5月18日☎、後期＝9月14日☎～10月12日☎ 受付時間は市役所開庁日の午前9時～午後4時
 印刷申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、建築住宅課（☎025-520-5786）または各総合事務所へ持参または郵送で提出してください。申請書は、申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

詳しくは



項目	補助内容
補助対象者	・市内に居住し、住民基本台帳に記録され、次の条件をすべて満たす人 ①市税の滞納がない人 ②リフォーム工事を行う住宅において設置義務となる箇所に住宅用火災警報器を設置している人 ③公共下水道などの供用開始区域内にある住宅について申請時に公共下水道などに接続済みの人、排水設備等計画確認申請書を提出済みの人または本事業の補助対象工事で接続する人 ④次の期限までに補助金実績報告書を提出できる人 前期＝10月28日☎、後期＝令和5年3月1日☎ ・定住のために空き住宅をリフォームする人（市外在住者を含む）で、上記①～④の条件をすべて満たす人
補助対象住宅	・補助対象者が所有し、かつ居住している市内の住宅など（店舗などとの併用住宅の場合は自己の居住部分、マンションなどの集合住宅の場合は自己の専有部分が対象） ・補助対象者が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅
補助額	補助対象工事費の20%（消費税込み）で、15万円を上限とします。 ・予算額1億2,000万円（前期＝9,000万円 後期＝3,000万円） ・申請額が予算額を超えた場合は抽選となります。
主な補助対象工事	■外装工事 ■内装工事 ■設備工事 ■耐震補強工事 ■その他工事 ・対象となる工事について詳しくは市ホームページをご覧ください。 ・補助対象工事費が10万円以上（消費税込み）のものが対象です。 ・設計費、外構工事費、家電製品や家具等の購入費などは、補助金の対象工事費に含まれません。 ・市が実施する他の補助制度を利用している場合、その補助対象工事を除く工事について対象とします。
対象となる施工業者	・市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者に限ります。 （ただし、市外に本社を有する法人または住所を有する個人事業者が建築した住宅をリフォームをする場合は、その事業者も可能）